

インターンシップ研修受入企業支援交付金の事務手続きについて

1. 交付申請書提出（インターンシップ研修実施の20日前まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知受理（交付申請から原則20日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業（インターンシップ研修）開始

※この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

※ただし、研修日数が減る場合、その変更は実績報告時でかまいません。

4. 事業完了

※事業の完了とは：インターンシップ期間が終わり、研修生からのインターンシップ日誌を研修受入企業が受け取ったことです。

※この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

6. 額の決定通知受理

◎補助金の支払い

※実績報告書の受付から約1か月半程度で、提出された口座振込依頼書記載の口座またはすでに債権者登録されている口座に振り込みます。

資料提出・問い合わせ先 県土整備部県土総務課建設業・入札制度室建設業担当
鳥取県鳥取市東町1-220
0857 - 26 - 7347 kendosoumu@pref.tottori.lg.jp